

鳥栖市「感染防止対策支援事業」よくあるご質問（FAQ）

令和4年9月29日

Q 1. 支援対象となるのはどんな事業者ですか。

市内に本社又は本店を有する法人、市内に店舗又は事業所を有する個人事業主です。

Q 2. 市外に本社があり、鳥栖市に支店がある法人は対象になりますか。

対象となりません。鳥栖市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが要件となります。

Q 3. 住所は市外で、店舗は市内にある個人事業主は対象になりますか。

対象となります。

Q 4. 創業して間もない場合は対象になりますか。

申請時点で開業している場合は対象となります。

Q 5. 不動産収入のみで、店舗等を構えていない場合は対象になりますか。

対象となりません。事業収入があり、店舗を有する方を対象としています。

Q 6. 補助金の金額を教えてください。

補助対象経費の5分の4以内で、上限額は4万円です。

Q 7. 市内に複数の店舗があります。店舗数に応じて交付を受けることはできますか。

できません。補助金の交付は、1事業者につき1回までです。

Q 8. 申請方法を教えてください。

鳥栖市のホームページから申請書類をダウンロードしていただくか、鳥栖市役所商工振興課窓口で受け取っていただき、必要事項を記入の上、郵送してください。

【郵送による提出先】

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市役所商工振興課

Q 9. どのような経費が対象となりますか。

① 衛生用品

マスク、フェイスシールド、マウスシールド、ゴーグル、マスクケース、使い捨て手袋、ペーパータオル、アルコール消毒液

② 飛沫防止用品

飛沫防止パーテーション（既製品又は自作用材料）
ソーシャルディスタンス確保のサイン（既製品）

③ 検温及び検査用品

非接触体温計、PCR 検査キット、抗原検査キット

上記の補助対象経費は、例示ではありません。

掲載されているものしか対象になりませんので、ご注意ください。

アルコール成分を含むウェットティッシュやディスペンサー付き非接触型体温計、次亜塩素酸水等は対象になりません。

Q 10. 申請日前に購入した経費は対象になりますか。

対象になりません。感染防止対策用品を購入する前に市へ申請書等をご提出ください。市から交付決定を受けてから購入した経費が対象となります。

Q 11. 他の補助金との併用はできますか。

国や県、市町など他の自治体の補助金申請と重複する経費は補助対象経費として申請することはできません。補助対象経費が重複していない場合のみ併用が可能です。

Q 1 2. いつまでに購入した経費が対象となりますか。

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに購入した経費が対象となります。
ただし、**感染防止対策用品の購入は、必ず市から交付決定を受けてから購入してください。**

Q 1 3. 予算はどのくらいありますか。

事業費は1,040万円です。先着順となりますので、予算額に達し次第終了となります。ご注意ください。

Q 1 4. 補助金はいつ交付されますか。

事業が完了してから提出する実績報告書、請求書を受付後、通常、1か月程度で交付されます。申請状況により前後する可能性があります。